

## 富岡町除染検証委員会（5回）議事要旨

日時：平成28年3月29日（火）13:00～14:40

場所：富岡町役場 2階会議室

出席委員：河津委員長、石田副委員長、飯本委員、藤田委員

配布資料：

議事次第

委員名簿

- 1 富岡町除染検証委員会(4回)議事要旨【富岡町】
  - 2 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組(骨子案)【環境省】
  - 3-1 町で実施している農地土壌調査の調査地点について【富岡町】
  - 3-2 農地除染に関する環境省への要望について【富岡町】
  - 4 富岡町内公共施設等土壌調査【富岡町】
  - 5 除染前後の線量マップ【環境省】
  - 6 町独自に実施した宅地の線量調査結果について【富岡町】
  - 7 検証委員会（第6回以降）の検討事項について【富岡町】
  - 8 富岡町除染検証委員会スケジュール【富岡町】
- その他 富岡町内側溝における線量調査結果【富岡町】

○宮本町長あいさつ

○河津委員長あいさつ

○議事：

### 1. 前回検討事項の確認(第4回議事要旨)について

(ア)事務局から、説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

- ① (企画課長)前回の委員の発言の中に「町の要求である $1\mu\text{Sv/h}$ 」とあるが、町で線を描いているわけではない。議事要旨の表現については誤解を受けないよう注意してほしい。  
⇒ (事務局)発言の意図が変わらないよう注意する。特に数字については十分注意する。

### 2. 森林除染について

(ア)環境省から、説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

- ① (石田委員)「必要な場合には」とあるが、誰が、いつ、どのような根拠で判断するのか。また、「適切に除染を実施」とあるが、適切かどうかの判断根拠があつて、はじめて適切かどうか判断できる。これらの考え方について、解釈をきちんと示すべきであり、どこかに文章化し、バックデータのものを準備しておいた方がよいのでは。  
⇒ (環境省)今後の取り組みの大枠の骨子(案)を決めた段階である。今後、現場で進めていく段階で、具体的に決めていくべきものと考えている。人が長時間滞在する場所にお

いて、未除染の20m以遠からの影響がある場合、しっかり分析して対応していくことになる。また、里山の「適切に」ということに関しては、今後、自治体や地域の方々と協議しながら決めていく必要がある。

- ② (藤田委員) 除染が必要な場合というのは、自治体や住民から要求があった所に対して行っていくものなのか。
- ⇒ (環境省) 20m以遠の除染については、要望が必須とは考えていない。地形的な条件等を環境省で抽出して行う。また、里山については、利用の実態についての意見の吸い上げ方について町と相談しながら進めたい。
- ③ (飯本委員) これから骨子をまとめて本文が出来上がっていく中で、従来の施策の「拡充・強化」、「徹底と拡大」がどの部分なのかを明確にするとメッセージが伝わると思う。また、情報発信とコミュニケーションは重要だと思うが、現時点で森林と林業に関してどの程度広報されているのか。範囲や頻度を最適化していくことが大事である。ホームページだけでなく、地元の広報紙などが有用である。
- ⇒ (環境省) ホームページには載せており、当初は除染のパンフレットも作っていた。町の広報紙への折り込み資料については、フォローアップ除染や農地除染ではやってきている。森林除染についても今後は考えていきたい。
- ④ (河津委員長) モデル地区の選定について、現時点でイメージがあれば教えて欲しい。
- ⇒ (復興庁) 自治体の意見を聞きながら、10か所程度を選定する予定である。
- ⑤ (藤田委員) どこの省庁からアクセスしても同じ情報が得られるように、各省庁の調査結果のデータベース化を進めて欲しい。
- ⑥ (復興推進課長) これまで町は何度も20m以遠の森林について安全・安心の見地から除染するように要望してきたが、除染しても効果がないという知見が得られているから出来ないと環境省から言われてきた。今回20m以遠も対象とするということは、何か考え方が変わったのか。また、自治体から申し出があった場合について、話を聞くだけ聞いて聞き流すようなことが懸念されるのでしっかり協議をするという前提で進めて欲しい。
- ⇒ (環境省) 考え方が大きく変わった訳ではない。今回、三方を森林で囲まれた場合など特殊な地形において影響があることが分かってきた。また、環境省で抽出して進めると言ったが、町の意見も聞きながら対応していきたい。
- ⑥ (復興推進課長) 対象は特殊なケースいわば、レアケースについて、骨子の中心に記載したということか？三方が森林の場合のみで、二方の場合は実施しないということか。
- ⇒ (環境省) 三方だから周囲270度という厳密な数字のみで線を引くのではなく、地形や傾斜等も考慮し、森林に囲まれ、20m以遠の未除染エリアからの影響がある場合に対応していきたい。

### 3. 町が実施している土壌調査について

- (ア) 産業振興課から、説明がなされた。健康福祉課から、説明がなされた。事務局から、その他資料に基づき説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

① (石田委員) 農業委員会からの要望には、今回の福島第一原発の事故と関係の無い要望が混在しているように見受けられる。例えば山砂やあぜ道の話とか。こういう話を国に対して出すのであれば、福島第一原発との関連性について、うまく説明がつく形にしておかないと取り上げてもらえないのではないかと。

⇒ (事務局) 除染工事に関する問題点ということで紹介させてもらった。

⇒ (産業振興課長) 除染工事において、畦畔の復元の際、山砂だけでなく黒土を入れて固くして欲しいという要望である。また、営農再開という観点からは、除染だけされても農地として担保してもらわないとという根強い要望があることをご理解いただければ。

⇒ (河津委員長) 除染は単に線量を下げるだけでなく、そこでの生活というものを伴うのが除染であると思う。

② (飯本委員) 今後、調査結果を見せて頂く際には、それぞれの農地にどのようなものを作付しているのか、どのような調査を実施しているのかも併せて示して欲しい。

(イ) 健康福祉課から、説明がなされた。事務局から、その他資料に基づき説明がなされた。

以下、議論された内容の概要。

① (河津委員長) 測定結果は、乾土なのか。

⇒ (健康福祉課) 水分補正した後の結果(乾土)です。また、基本的に敷地の四方にて土壌を採取している。

② (河津委員長) 例えば、除染後に高い値も見受けられるが、どう考えるか。

⇒ (環境省) 4点のうち1点で空間線量率が高い箇所があり、ホットスポットが入っているのではないと思われる。

⇒ (健康福祉課) コンクリートとなっており、土が採れない場合、脇の植栽の根元で採取していることもある。その場合、植栽の根元は剥ぎ取りされていないので高くなっていると推測される。

③ (河津委員長) こういう場合はフォローアップ除染の対象となるのか。また、植栽の根元はやっていないのか。

⇒ (環境省) 住宅地と大型施設については、フォローアップ除染の対象となります。また、植栽の根元については、以前は堆積物の除去程度しか行っていませんでしたが、今はもう少し丁寧に行っています。

④ (河津委員長) 土質について、砂・砂利・粘土とあるが、どのように分けているのか確認しておいて下さい。

⑤ (石田委員) 有機物の含有量についても調べているか確認しておいて下さい。

⇒ (健康福祉課) 確認し、後日報告します。

(ウ) (復興推進課長) 本格除染において、環境省(県中県南支所)はこれまで道路側溝は除染が完了していると説明されてきたが、町内において側溝の1cm高さでの空間線量率が6~7  $\mu$  Sv/hある区間がある。本当に除染したのか?

① (藤田委員) 側溝については、再汚染ではないのか。また、再汚染されたという事例はあるのか。

⇒ (環境省)側溝については底質除去を行っているが、取り残しもあるかもしれないので、現地を確認する。また、道路側溝での再汚染の例はあまりない。集水桝には土等が再堆積する場合があるので再度現地を確認する。

② (藤田委員)集水桝でも再汚染はないのか。

⇒ (環境省)今のところ空間線量が上昇しているような状況は確認していない。集水桝自体は水がたまっているところが多く、その下に泥がたまっても線量に影響しないことが多い。逆に水が枯れるようなところでは線量が上がる可能性もあると考える。

③ (復興推進課長)今の時期は集水桝で水が無いところが多い。桝も側溝も高い箇所がある。

④ (復興推進課長)住民の方から道路の法面、田の畦畔について未除染箇所があるとの報告が上がってきているので確認してほしい。

⇒ (環境省)後程、具体的な場所を教えてください。

⇒ (復興推進課長)高津戸の県道小野富岡線の法面及びその周辺の畦畔です。

⇒ (河津委員長)具体的な流れとしては、役場に色々入ってきた情報については、環境省が確認する仕組みにはなっているのか。

⇒ (環境省)なっています。

#### 4. 線量マップについて

(ア)環境省から、説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

① (藤田委員)除染前について、測定された時期はいつか。

⇒ (環境省)各敷地の除染工事の直前に測定されたものであるため、測定時期には幅がある。

② (河津委員長)事故当時の値は無いのか。

⇒ (環境省)環境省としては、除染作業前の値しかおさえていない。

(イ)事務局から、説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

① (河津委員長)以前に話のあった帰還困難区域と居住制限区域の境界付近の対応方針はどうなっているか。

⇒ (環境省)引き続き検討中である。次回あたりに説明できるようであれば説明する。

② (石田委員)線量が高い地点はどのような場所なのか。

⇒ (事務局)三方が山林に囲まれている場所や、帰還困難区域と居住制限区域の境界付近である。

#### 5. 検証委員会 (第6回以降)の検討事項について

(ア)事務局から、説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

① (産業振興課)農地の調査結果についても、報告させて頂きたい。

② (河津委員長)1,602件の町独自の調査結果についても、とりまとめをお願いします。

③ (健康福祉課)準備宿泊において測定したDシャトルの結果を次回報告するので、検証

して頂きたい。

## 6. その他

(ア)事務局から、説明がなされた。第6回の除染検証委員会は4月に実施予定である。

- ① (復興推進課長)フォローアップ除染については、自然減衰も踏まえた上で、平成29年3月の線量を予測し逆算して除染する箇所を決めるという説明を環境省職員から聞いたがとんでもないと考えている。逆算などせず、もっと積極的に線量を下げるという姿勢で取り組んでいただきたい。本気で線量低減に努めて欲しい。

⇒ (環境省)そのように考えているという事実は無い。自然減衰を当てにしているのではなく、汚染箇所を分析・特定した上で、しっかり除染で線量を落としていきたいと考えている。

以上